

長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中央2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 小田 誠
購読料 一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

教職員の生活と権利を守り、児童・生徒の平和な未来を作り上げるため、全ての教職員に 長崎高教組への加入を勧めましょう

私たちは、憲法の思想信条の自由の精神を基礎として、誰からも強制されず各人の思想信条に則って、教職員として、国民として、国民として教育活動に邁進してきました。

教職員として、憲法の精神に則り、教育基本法をはじめとする諸法を遵守しつつ、児童・生徒の「人格の完成」を目標として日々精励してきました。同時に、長崎県や日本を担う「長崎県人」「日本国民」を育てることを意識して日々努力してきました。

日本国憲法第28条(「勤労者の団結権」)には「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」とあります。日本が敗戦し、新しい憲法を創る作業が始まったばかりの昭和20年12月に労働組合法が制定されました。その第1条(目的)に「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために、中略・自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること及びその手続きを助成する」と労働組合法の目的を明記し、第3条(労働者)で「労働者」とは、「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」と定義しています。

日本国憲法と労働組合法により、私たち教職員は、『労働者』として、『労働者の地位を向上させ』『労働条件について交渉するため』『労働組合を組織し、団結することを擁護』されているわけです。

長崎県の小学校・中学校・高校・障害児学校の教職員が、憲法と労働組合法を根拠として昭和23年に長崎県教職員組合(略称「長崎県教組」)を結成しました。そして、県立・市立の高校・障害児学校(特別支援学校の教職員)が長崎県高等学校教職員組合(略称「長崎高教組」)として分離しました。それから還暦を超える年月、長崎高教組は日本国憲法と労働組合法等で保障された私たち高校・障害児学校教職員の地位向上、賃金をはじめとする労働条件の向上のために運動を展開してきました。日本国憲法と教育基本法に則って、児童・生徒の教育権の確立に尽力し、児童・生徒の幸せを実現するため、教育研究会をはじめとして研修を積み重ね、そして児童・生徒の「人格の完成」を目指して誠心誠意活動してきました。

長崎高教組の活動は、高校・障害児学校の教職員、そして児童・生徒のための活動です。労働組合の存在意義を学び、長崎高教組の一員として誇りをもって活動していきましょう。そして、まだ長崎高教組に加入していない先生方に組合の存在意義を伝え、理解してもらい、自分自身のため、長崎県の教職員のため、そして児童・生徒のために長崎高教組に加入し、ともに活動することを勧めましょう。

高教組と 県教委は 対等です

先日配布された長崎教育弘済会の会報を見たところ、何人かの先生から声をかけられました。その中の一つが、「こんなに上の方に写真が載っている、先生って偉いんだ」という言葉でした。あらためて会報を見たら、高校の校長会の会長や教育委員会の役付きよりも先に写真が載っていました。いわずもなですが、現委員長が偉いとか偉くないとかではありません。長崎高教組の委員長が、県立学校の教職員の代表者として、現職教職員及び退職者が加入し、教育発展に活動を行う弘済会の副支部長の任を行うのです。

高教組が偉いのです。委員長としての4月最初の仕事は、挨拶回りでした。県庁の教育委員会をはじめとしていくつもの部署、関係機関を、慣れない名刺を持って回りました。同じように、高教組本部に新しく就任した教育長から挨拶状が届きました。教育委員会の主だった方々が挨拶に見えました。

10月初めに正式な説明がある予定になっている人事異動方針については、速報等で何度も紹介しています。高教組には7月に説明があり、交渉がなかつたら、突然新しい人事異動方針が発表されたことでしょうか。



4月の交渉-教育長・教職員課・高校教育課揃い

高教組に 加入する メリットとは

各職場での「声かけ」「対話」を運動として提起しています。ある分会で若い先生に「組合に入らなせんか」と声をかけたところ、「組合に入るメリットは何ですか?」と質問されたそうです。その分会長は、先日行った人事異動方針変更について長崎高教組に事前の説明があったことや重点人事での異動のこと、県

高教組、県教組という教職員の労働組合は、使用者である長崎県及び県教育委員会と、労働条件等を団体交渉すること、労働組合法で認められ、交渉において対等の立場に立つことを促進するとされており、労働組合と使用者は対等なのです。そして、労働条件等について使用者が一方的に決めることは厳禁されています。労働組合との交渉が不可欠なのです。



8月の県教研(夏の教研)の講演会

全国では 若い人が続々と 組合に加入して います

全教が発行している組織拡大・加入推進ニュース「スライム」No.36には、埼玉高教組が10年前の2004年4月から「546週連続拡大継続中」の文字が躍っていました。No.37には、香川県教組の「採用試験対策講座のつながり」で1日で4名加入!、「和歌山高教組の「新採66人中20人加入」の状況が紹介されています。

若い先生方が決って、組合に入らないというのは、組合に入らないというのではなく、長崎高教組も、本部、支部、分会が一体となって、自信を持って、明るく、組合加入を呼びかけることで現状を打開していきましょう。

「学び、つながり、行動するあしたへ」ジャンプ」のリーフレットを各分会に送付しています。とても分かりやすく、組合のさまざまな活動や可能性を紹介しています。



8月の県教組の分科会

あなたも組合へ
学びながら、行動する
あしたへ
ジャンプ

長崎県高等学校教職員組合



リーフレットには、ためになる情報がたくさん

若い先生方が決って、組合に入らないというのではなく、長崎高教組も、本部、支部、分会が一体となって、自信を持って、明るく、組合加入を呼びかけることで現状を打開していきましょう。

「学び、つながり、行動するあしたへ」ジャンプ」のリーフレットを各分会に送付しています。とても分かりやすく、組合のさまざまな活動や可能性を紹介しています。

若い先生方が決って、組合に入らないというのではなく、長崎高教組も、本部、支部、分会が一体となって、自信を持って、明るく、組合加入を呼びかけることで現状を打開していきましょう。

「学び、つながり、行動するあしたへ」ジャンプ」のリーフレットを各分会に送付しています。とても分かりやすく、組合のさまざまな活動や可能性を紹介しています。

掃除用具入れの側面に

公務共闘 人事委員会事務局交渉

人事院の「給与制度の総合的見直し」に追従して 給与水準を引き下げることが認められない

高教組と自治労連・県国公で構成する長崎県公務共闘は、県人事委員会に対して、人事院勧告の「給与制度の総合的見直し」に追従せず、賃金改善を行うことなどを求める夏季重点要求書を8月29日に提出し、9月12日に人事委員会事務局との交渉を行いました。交渉には、高教組から小田委員長と馬場書記長(公務共闘事務局局長)、自治労連から里委員長(公務共闘議長)、他2人が参加し、人事委員会は溝江事務局長、他4人が対応しました。

交渉の中で公務共闘は、人事院が勧告した「給与制度の総合的見直し」は、同じ国家公務員でありながら霞ヶ関と地方の間に30%近い賃金格差を生み出し、全国知事会などの地方三団体も地域間格差が拡大すると懸念を表明していることを指摘し、県人事委員会が追従しないことを強く求めました。これに対して人事委員会事務局の回答は、「皆さんの懸念は人事委員に伝える」という内容にとどまりました。

公務共闘が重ねて、人事院は「地域間の配分の問題」として給与水準の引き下げと地域手当の改定を勧告しているが、県内では「地域間の配分の問題」は理由にならないこと、人事委員会はこれまでずっと「民間準拠」を理由に勧告をおこなってきたのだから、民間給与との格差が出ていない状況で給与水準を引き下げる理由がないことなどを指摘して、給与水準の引き下げを内容とする「給与制度の総合的見直し」を行わないことを強く求めました。これに対して人事委員会事務局は、「考え方としてはそうだが「話としてはそうだが」といながら、地方公務員法に「国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者」の給与等を考慮することが規定されていることを引き合いに出して、「100%民間の状況で決めるのではなく、国や他県の状況も見を考慮する」として民間準拠によらずに給与水準を引き下げる可能性を排除しませんでした。

時間講師の皆さんも 1時間単位の年休がとれます

2010年度から、時間講師の皆さんも1時間単位で年休をとることができるようになりました。同時に、1日あたりの年休の時間数の計算の仕方も「1週間の勤務時間数を勤務日数で平均した時間(端数切り上げ)」と決められました。

【例】週4日勤務で時間数が10時間の場合
10時間÷4日=2時間30分
→年休1日は3時間

この場合は、1日の勤務が2時間の日に2時間とも年休をとる場合は、年休1日ではなく、年休2時間です。残ったほうが残る年休が多くなります。

<根拠となる通知>

平成22年4月1日付高校教育課長名通知
22教高第78号

※高教組発行の「教職員の賃金・権利手帳第6版」では、この部分が改訂になっていませんでした。お詫びをして訂正します。

長崎県の高校や障害児学校には、臨時や非常勤で働く教職員が350人以上います。臨時・非常勤の教職員は、低賃金や雇用の不安に苦しみながらも、児童・生徒のために頑張って教育現場を支えています。安心して教育活動をすすめるよう、長崎高教組もとりにくんでいます。

「憲法を守り、生かす 全国教職員いっせい行動ゾーン」 「ラフ憲うろこ」 待っています 9・9街頭宣伝活動を行いました

「怒りの青龍」と対をなす、「憲法を守り、いかす赤龍」を作るために、各職場に「ラフ憲うろこ」の作成をお願いしました。すでに、いくつかの分会から「うろこ」が届いています。憲法に対する先生方の思いが伝わってきます。いくつか紹介します。なお、10月の代表者会終了後に、「赤龍」を完成させたいと考えています。手元にある「うろこ」を早急に、本部へ送付してください。

・(前文)が好きです。

日本だけでなく、世界の国民のことを謳っていて素晴らしい。

・(1条)が好きです。

日本の主権者は私たち一人一人。

・(9条)が好きです。

過去の反省と未来への希望をつなぐ大切な憲法です。

平和憲法は世界に誇れる世界遺産です。

我々には、二度と悲劇を繰り返さない義務がある。

平和主義バンザイ。

日本人の心からの決意です。

戦争、武力の放棄を守り、平和のリーダーに!

・(12条)が好きです

自由と権利を守り続けよう。

・(13条)が好きです

「幸福追求」は、人生の目的でもある。

・(97条)が好きです

侵すことのできない永久の権利を奪うな!

などなど。皆さんの声をください。

全国教職員いっせい行動ゾーンの中心日である9月9日、各分会でのとりくみと並行し、長崎市浜の町アーケードで憲法共同センターの「憲法を守り、いかす」街頭宣伝活動に高教組も参加しました。

全体の参加者は18人で、高教組からは、長崎、諫早各1、本部2の4人が参加しました。

チラシ配付570枚、秘密保護法撤廃署名20筆、集団的自衛権行使容認撤回121筆。

署名を書いていたしながら、お話しに耳を傾けます。

・安倍さんは本当に危ないことをやっている(60代女性)

・企業献金再開に自民党幹事長は謝意を述べていた。政治家は信用ならない(50代・60代女性)

・集団的自衛権を認めると戦争に荷担するぞーっと思っていた(市内高校3年で、この秋公務員を受験予定)

などなど、さまざまな声を聞くことが出来ます。多くの市民が、安倍政権の危うさについて、危機感を抱いています。同時に、ビラをもらおうとしな

い人がたくさんいて、署名に応じない人もたくさんいます。しかし、私たちは訴え続けることが大切です。がんばりましょう。



豪雨にともなう土砂災害等による被災者救援のキャンペーンのお願い

9月4日付けの総発51号でとりくみを要請しているカンパについて、改めてお願いします。

昨今の気象異常は、今までの経験による予測を超えています。まさかと思えるような被害を、日本中で引き起こしています。被害も高知県で発生しています。広島市北部では多数

の死者を出しています。

北海道の礼文島では死者2人、京都府と兵庫、石川両県で死者5人、住宅の床上・床下浸水など数え切れないほど出ています。

また、台風12号による被害も高知県で発生しています。

昭和57年の「7・23長崎大水害」も記録的な集

中豪雨でありました。長時間にわたって大量の雨が降り、299名の死者・行方不明者が発生しました。全国の多くの方々から多くの善意が届けられました。各職場から被災地に善意を届けましょう。9月中にお願いします。